

第4節 外来生物などの防除

1 外来生物対策【自然環境課・農林水産振興課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって新たな地域に侵入してきた生物の総称です。現在、日本の野外に生息する海外からやってきた外来生物の種数は、2,000種を超えるといわれています。

これら外来生物には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物がいる一方で、地域特有の生態系を破壊したり、私たちの身体に危険を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどの悪影響を及ぼす侵略的な外来生物がいます。そこで、平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、これら侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されました。

この法律では、特定外来生物を、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則として禁止し、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の3原則により、侵略的外来生物による被害を防止することとしています。

(外来生物法URL <http://www.env.go.jp/nature/intro/>)

表2-1-17 本県の野外で確認された特定外来生物（14種）

分類群	種名
哺乳類(2種)	アライグマ、ヌートリア
鳥類(1種)	ソウシチョウ
両生類(1種)	ウシガエル
魚類(3種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル
無脊椎動物(1種)	ウチダザリガニ
植物(6種)	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワデシヤ、ボタンウキクサ

本県における主な特定外来生物等への対応は、次のとおりです。

【アライグマ】

農業被害、生活環境被害、文化財被害等が報告されるとともに、捕獲数が、平成19年度57頭から平成22年度には374頭まで、急激に増加しています。繁殖力の旺盛なアライグマは、爆発的に生息数が増えることが知られており、県では、平成21年3月に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定（平成23年3月変更）し、県、市

町、関係団体、住民等が、各役割を分担しながら、生態系からの排除を目指し、効果的な防除を推進しています。

特に、効果的な防除を進めるため、平成20年9月に、県内の約3,300の集落に対する生息アンケート調査や、平成21年12月～22年1月に、生息痕跡調査を実施し、県内の生息分布状況を把握しました。また、アライグマの生態を知り、安全で効果的な捕獲を行えるよう、平成21～23年度において、県と市町が、農林業者や一般住民等を対象に「アライグマ捕獲従事者講習会」を21回（9市町）開催し、捕獲を中心とする防除対策を進めています。



アライグマ（写真提供：関西野生生物研究所）

【ウチダザリガニ】

平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダム湖で県内では初めてとなる特定外来生物のウチダザリガニが発見されました。

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニの一種で、食用目的で北海道の湖沼に放流され、その後、福島、千葉、長野、滋賀の各県の湖沼や河川で確認されています。

体長は15センチメートル程度になり、魚類、底生生物、水草類などを食べるとされ、食害のほか、繁殖や移動による生息分布の拡大が懸念されています。

このため、県では、拡散防止を呼びかける看板を設置するなど、県民への注意喚起を行っています。



ウチダザリガニ

【オオクチバス・ブルーギル】

北潟湖や三方湖、里地里山のため池などにおいて、分布拡大や個体数増加が見られ始めたため、平成13年度から北潟湖で、平成14年度から三方湖で防除対策を実施してきました。平成20年度からは、地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、ため池における外来魚の分布調査や、モデル地区での防除などを実施しています。



地域住民によるため池の外来魚駆除の様子（越前町細野）

【オオキンケイギク等】

オオキンケイギク、オオハンゴンソウといった特定外来生物や、要注意外来生物※となっているセイタカアワダチソウなどの生育域の急激な拡大に対処するため、県民が一斉に美化運動に取り組む「クリーンアップ大作戦」に合わせ、啓発チラシを配布して一斉駆除活動を展開するとともに、平成21年度から3年間にわたり全県の分布調査と駆除を実施し、外来植物の除去に取り組んでいます。

（※**要注意外来生物**：生態系等に対する被害があるかその恐れがあるとされ、現時点で特定外来生物となっていないが、今後も特定外来生物の指定の適否につ

いて検討する生物種）

現在、本県における特定外来生物等の分布状況やその被害について不明なことも多く、県民の認識も十分でないため、引き続き現地調査やアンケート調査の実施、パンフレットやチラシの配布等による普及啓発を行い、特定外来生物等の生息状況の把握や問題点の普及啓発に努めていきます。



セイタカアワダチソウ（10月）



オオキンケイギク（6月）



セイタカアワダチソウの駆除作業

2 外来魚対策【水産課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバス等の総称）とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵を食べ、繁殖力の強さと環境適応力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に大きな悪影響を及ぼすことが懸念されています。

本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、河川等で確認されており、毎年新たな

生息場所が発見されるなど、生息域は拡大傾向にあります。

県では、内水面漁業調整規則でブラックバスやブルーギル等の移植を禁止するとともに、漁業者による駆除への助成を行ってきました。平成16年度からは、さらに外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅をめざしています。